

国民健康保険加入世帯は所得の申告が必要です

国民健康保険では所得に応じて、国民健康保険税の所得割の算定や軽減の判定、高額療養費の自己負担限度額の判定などを行います。国民健康保険加入世帯で16歳以上の人は申告が必要です。前年中の収入が無かった人も必ず申告をするようお願いいたします。また、世帯主の人は国民健康保険に加入していても申告が必要です。

※ただし次に該当する人は、申告の必要はありません。

- ・ 所得税の確定申告などで申告された人
- ・ 給与収入（所得）のみの人で、給与支払報告書が会社から役場に提出されている人
- ・ 公的年金以外に収入（所得）がない場合で、公的年金支払報告書が役場に提出されている人

▶問合せ 役場住民課国保年金係

☎295-2112⑩135・136

認知症検診が受診できます

認知症の早期発見・早期診断・早期治療を目的に、年度内に70歳を迎える人を対象に認知症検診を無料で行います。

希望者には受診券を送付しますので、到着後に医療機関へ電話で予約をしてください。

▶検診実施期間 12月17日（土）まで

▶場所 MORO HAPPINESS館クリニック

▶内容 問診を中心とした簡易的な検査

▶対象 在宅で生活している昭和27年4月2日から昭和28年4月1日生まれの人

※医療機関で既に認知症と診断された人は除く。

▶料金 無料

▶持ち物 公的医療保険の被保険者証、受診券

▶申込み 11月18日（金）までに役場高齢者支援課高齢者福祉係にお申し込みください（電話可）。申込み後、受診券を送付します。

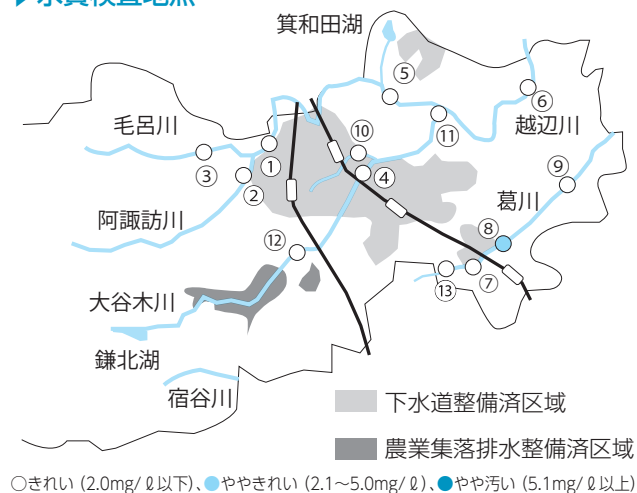
▶問合せ 役場高齢者支援課高齢者福祉係

☎295-2112⑩129

令和3年度 河川の水質検査結果をお知らせします

年4回、町内13か所で河川の水質を検査しています。BODや大腸菌など9項目を測定し、環境基準値と比べて水の状態がきれいかどうかを判断しています。BODとは、微生物が汚れを分解するのに必要とする酸素の量で、数値が少ない方が「きれいな水」です。

▶水質検査地点



■令和2・3年度河川水質検査結果

(BOD・mg/ℓ)

令和3年度の検査では、13地点中12地点で「きれいな水」である基準値（2.0mg/ℓ）以内の測定結果となりました。令和2年度より基準値を超えている地点が少なくなり、全体的に水質の改善が見られました。町では、今後も調査を継続的に実施し水質の変化等を注視しながら、浄化槽への転換など水質改善に向けた啓発指導を実施します。

検査地点	令和2年度	令和3年度
① 上宿橋下流	0.7	1.2
② 房田橋下流	0.6	1.0
③ 大木田橋上流	0.6	0.9
④ 上川原橋上流	0.6	0.9
⑤ 越辺川橋下流	0.6	0.9
⑥ 堂山下橋上流	0.6	1.1
⑦ 葛川1号橋下流	2.5	1.9
⑧ 葛川2号橋下流	3.1	4.6
⑨ 葛川10号橋上流	8.5	1.9
⑩ 宮前都市下水路流末	2.1	1.2
⑪ 大谷木川流末	0.8	1.1
⑫ 御園橋上流	0.7	0.7
⑬ 下川原地内沼下	1.1	1.2

※上表の数値は、年4回の検査の平均値です。

▶問合せ 役場生活環境課環境係 ☎295-2112⑩171・172



医療費の限度額認定申請

入院や高額な外来診療を受ける人は、事前に申請し認定されることで1か月あたりの窓口負担額が決められた限度額までになります。認定は8月1日を基準日とし、当該年度の住民税課税所得から判定します。対象の人は、下記へ申請してください。

▶対象 次のいずれかに該当する人

- ①国民健康保険に加入している70歳未満の人、70歳以上で非課税世帯または現役並み所得世帯の人
- ②後期高齢者医療保険に加入している人で非課税世帯の人、または現役並み所得の人および同じ世帯の人

▶**手続きに必要なもの** 被保険者証、来庁する人の本人確認書類

▶**その他** 後期高齢者医療保険に加入し、7月末日まで有効の限度額認定証を持ち、8月以降も対象になる人は申請の必要はありません。新しい認定証は普通郵便で郵送します。

▶申請・問合せ

- ①役場住民課国保年金係 ☎295-2112 ☎135・136
- ②役場高齢者支援課医療保険料係 ☎295-2112 ☎176



西入間広域消防組合 消防職員を募集します

- ▶**募集職種** 消防職
- ▶**採用予定人数** 若干名
- ▶**試験期日** 10月16日(日)
- ▶**応募資格** 次のいずれにも該当する人



学歴／大学、短期大学(同等の学歴を含む) または高等学校を卒業もしくは令和5年3月31日までに卒業見込みの人
年齢／平成9年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた人

▶**採用時期** 令和5年4月1日(土)

▶**申込期間** 9月5日(月)～9日(金)
午前9時～正午、午後1時～5時

▶**申込場所** 西入間広域消防組合総務課

※申込書等については、7月1日(金)からホームページからダウンロードできます。郵送を希望する人は下記へご連絡ください。

▶**問合せ** 西入間広域消防組合総務課総務担当
☎295-0147 (直通)



土地・家屋台帳閲覧を廃止します

町では、住民サービスの一環として法務局からの登記情報を基に土地・家屋台帳を作成し閲覧を行ってききましたが、土地・家屋所有者の個人情報保護の観点から令和4年9月30日をもって土地・家屋台帳の閲覧を廃止することにしました。今後、町内土地・家屋の登記情報を調査する際は、さいたま地方法務局坂戸出張所のほか、インターネット上で登記情報をご覧いただける「登記情報サービス」をご利用ください。ご理解ご協力のほどお願いします。

▶**問合せ** 土地台帳／役場まちづくり整備課道路管理係 ☎295-2112 ☎157

家屋台帳／役場税務課資産税課係 ☎295-2112 ☎192

蚊を介する感染症の 予防対策をしましょう

～感染症流行地域へ渡航する場合には万全な対策を～
これから蚊が発生する季節を迎えます。

ウイルスなどの病原体に感染した人や動物の血を吸った蚊に刺されることで、さまざまな感染症にかかる恐れがあります。

蚊が媒介する感染症にかからないためには、一人ひとりが、感染症の流行地域で蚊に刺されない、住まいの周囲に蚊を増やさない対策をすることが重要です。

○感染症流行地域では、

蚊に刺されないようにしましょう。

- ・海外へ渡航する際には、渡航前に現地での流行状況を把握しましょう。もし蚊を媒介とする感染症の流行地域へ渡航される場合には、蚊に刺されないように万全な対策をしましょう。
- ・屋外に蚊が多くいる場所で活動する場合は、できるだけ肌を露出せず、虫よけ剤を使用するなど、蚊に刺されない対策をしましょう。

○住まいの周囲に、蚊を増やさないようにしましょう。

- ・蚊は、植木鉢の受け皿や屋外に放置された空き缶に溜まった雨水など、小さな水たまりで発生するので、日頃から住まいの周囲の水たまりを無くすように心がけましょう。
- ・1週間に1度程度は、雨水が溜まった容器を逆さにするなど、住まいの周囲の水たまりを無くすようにしましょう。

※蚊の活動は概ね10月下旬頃で終息します。これらの対策は10月下旬頃までを目安に行いましょう。

▶問合せ 保健センター ☎294-5511

人間ドック費用の 一部助成をしています

▶対象 次のいずれかに該当する人

①毛呂山町国民健康保険に加入し保険税を滞納^{たいのう}していない40歳以上の人

②町内在住で後期高齢者医療制度に加入している人

▶助成金額 受診に要する費用の2分の1（上限3万円・オプションは助成対象外）

▶受診方法 指定医療機関に予約し、保険証、本人確認書類を持参して下記窓口で「受診券」を申請。検査当日に「受診券」と保険証を持参して受診してください。

▶指定医療機関一覧

医療機関名	検査内容	自己負担額
埼玉医科大学病院 予防医学センター ☎276-1550 <small>※令和3年4月1日に名称が変更となりました。</small>	人間ドック1日外来	22,000円
	人間ドック1日外来※1 頭部CT検査追加	26,400円
	人間ドック1泊2日	54,700円
	人間ドック1泊2日※1 頭部CT検査追加	63,500円
坂戸中央病院 ☎283-0019	人間ドック	24,750円
	脳ドック	13,500円
	併診ドック	43,700円
※2 岡村記念クリニック ☎042-989-7766	人間ドック	22,000円
	脳ドック	8,250円
埼玉成恵会病院 健康管理センター ☎0493-23-0277	人間ドック	19,250円
	人間ドック※1 頭部CT検査追加	27,500円
	脳ドック	24,750円
	併診ドック	47,000円

※1 頭部CT検査（オプション項目）に限り、助成対象となります。

※2 岡村記念クリニックは、人間ドックの検査項目のなかに頭部CT検査も含まれています。

▶申請・問合せ

①役場住民課国保年金係 ☎295-2112 ☎135-136

②役場高齢者支援課医療保険料係 ☎295-2112 ☎176



低所得の子育て世帯生活 支援給付金を支給します

▶支給対象者

①令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で、令和4年度分の住民税均等割が非課税の人

②上記①のほか、対象児童（※）の養育者で、（ア）または（イ）のいずれかに該当する人

（ア）令和4年度分の住民税均等割が非課税の人

（イ）新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和4年1月以降に家計が急変し、令和4年分の住民税均等割が非課税相当の収入となる人

※対象児童は、平成16年4月2日から令和5年2月28日までに生まれた児童（障害児については20歳未満）。

▶**給付額** 児童1人あたり5万円

▶**支給手続** ①申請不要（対象者へ通知送付）

②申請が必要

▶**支給時期** 7月以降

▶**申込み** ②の人は、7月11日（月）から令和5年2月28日（火）（郵送の場合は必着）までに役場子ども課窓口で申請してください（郵送可）。

※申請書は子ども課窓口で配布もしくは町ホームページからダウンロードできます。

▶**問合せ** 厚生労働省コールセンター

☎0120-400-903

（受付時間／平日

午前9時～午後6時）

役場子ども課児童係

（〒350-0493 毛呂山町

中央2-1）

☎295-2112☎144・145



こども探検隊 in 鎌倉街道

～あなただけの鎌倉街道

お気に入りの場所を見つけよう～

鎌倉街道と古墳の森に眠る歴史スポットを探検し、毛呂山町をPRするおすすめイチオシ歴史スポットを選びます。

▶**日時** 8月6日（土）、20日（土） 午前9時30分～正午

▶**集合場所** 歴史民俗資料館

▶**対象** 小中学生

▶**定員** 各回20人（付添人も含む）

※応募多数の場合は抽選となります。

▶**講師** 当館学芸員 ▶**料金** 無料

▶**持ち物** 飲み物、タオル

▶**申込み** 7月29日（金）までに歴史民俗資料館に電話でお申し込みください。また、右記QRコードから電子申請での申込みもできます。



▶**問合せ** 歴史民俗資料館 ☎295-8282



7月は虐待ゼロ 推進月間です！

虐待はいかなる理由があっても禁止されるものです。虐待を発見した、虐待を受けている、虐待をしてしまったなどの場合は、「埼玉県虐待通報ダイヤル ☎#7171」に電話してください。

※ひかり電話、IP電話、ダイヤル回線、PHSを利用の場合 ☎0120-80-7171、どちらもつながらない場合は ☎048-762-7533におかけください。

▶**問合せ** 埼玉県福祉部福祉政策課 ☎048-830-3391



知っていますか？ 『ワーク・ライフ・バランス』

ワーク・ライフ・バランスとは、「仕事と生活の調和」という意味で、「働くすべての方々が、『仕事』と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった『仕事以外』との調和を取り、その両方を充実させる働き方・生き方」のことを指します。

仕事（ワーク）と生活（ライフ）の望ましいバランスは、人それぞれ違うとともに、ライフステージによっても変化するものです。

様々なライフスタイルや、子育て期、親の介護などを行う中高年期といった人生の段階におけるニーズに合わせて、多様な働き方を選択できることが仕事と生活の両立には欠かせません。

また、コロナ禍の今、仕事（ワーク）と生活（ライフ）の考え方は変化しつつあります。

仕事（ワーク）と生活（ライフ）のバランスがとれた生活は、自分らしい生き方に繋がります。多様な働き方、生き方が選択できる社会を実現するために、皆さんも

「ワーク・ライフ・バランス」について考えてみませんか？



▶**問合せ** 役場総務課自治振興係 ☎295-2112③314



夏休み藍染め体験教室

かつて、毛呂山でも行われていた藍染めに親しんでみませんか？

お子さんでもできる簡単な藍染めを行います。夏休みの思い出に藍染めをしてみませんか。

▶**日時** 7月23日（土）

①午前10時～正午、②午後1時30分～3時30分

▶**場所** 歴史民俗資料館

▶**定員** 各回10人（付添人含む）

※応募多数の場合は抽選となります。

▶**講師** 藍染めサークル

▶**料金** 300円

▶**持ち物** 飲み物、染料が付いても構わない服装、長靴

▶**申込み** 7月15日（金）までに歴史民俗資料館にお申し込みください（電話可）。

また、右記QRコードから電子申請での申込みもできます。



※同時に3人まで申込みできます（付添人含む）。

▶**問合せ** 歴史民俗資料館 ☎295-8282



認知症サポーター養成講座

認知症は誰もがなる可能性のある病気です。認知症を正しく理解し、関わり方を学んでみませんか？

「認知症サポーター」とは認知症を理解し、当事者やその家族を温かく見守る応援者です。

講座を受講された人には、認知症サポーター証をお渡しします。

▶**日時** 8月12日（金）午前10時～11時30分

▶**場所** 中央公民館視聴覚室

▶**対象** 町内在住・在勤・在学の人

▶**定員** 15人（先着順）

▶**講師** 福島雄大さん（丸木記念福祉メディカルセンター認知症疾患医療センター相談員）

▶**料金** 無料

▶**持ち物** 筆記用具

▶**申込み** 7月29日（金）までに下記にお申し込みください（電話可）。

また、右記QRコードから電子申請での申込みもできます。



▶**問合せ** 役場高齢者支援課高齢者福祉係 ☎295-2112③128



『いきいき大学もろやま』 令和4年度受講生を募集します

コロナに負けず生活を楽しむヒントを様々な分野のスペシャリストから学ぶため、令和4年度「いきいき大学もろやま」を開講します。



- ▶ **対象** 町内在住、在勤、在学で、原則、全講座に出席できる人
- ▶ **定員** 30人（先着順） ※席の間隔をあけて開催します。
- ▶ **会場** 中央公民館 視聴覚室 ▶ **料金** 無料
- ▶ **学習内容**

回	日にち	時間	内容・講師
第1回	9月29日(木)	午後 1時30分	ボケ防止と笑いのある暮らし 笑い療法士 北沢正嗣さん
第2回	10月31日(月))	シニア世代の国内旅行講座 観光総合研究室代表 上村脩さん
第3回	11月29日(火)	3時	クスリと健康食品の違いを知って、賢く使って、健康寿命を謳歌しよう！ 元帝京大学薬学部非常勤講師 三橋清治さん

- ▶ **受講上の注意** マスクの着用をお願いします。また、受講前に体温を測ってきていただくようお願いします。
 - ▶ **その他** 全3回講座のうち、2回以上の受講者に修了証を交付します。
- ※新型コロナウイルスの感染拡大の状況や悪天候等により中止する場合があります。
- ▶ **申込み** 7月21日(木)から中央公民館に電話でお申し込みください(平日午前8時30分から午後5時まで)。
 - ▶ **問合せ** 中央公民館 ☎294-1250



夏の交通事故防止運動

夏の交通事故防止運動が7月15日(金)から24日(日)の10日間実施されます。県は、「人も車も自転車も 安心・安全 埼玉県」をスローガンとして子どもと高齢者の交通事故防止などを、町では歩行者と自転車の交通事故防止を重点目標として普及啓発活動を行います。夏の解放感から起こる交通事故を防止しましょう。

また、飲酒運転は犯罪です。皆さん一人ひとりが「飲酒運転はしない・させない・許さない」という強い気持ちを持って、飲酒運転を根絶しましょう。なお、依然として高齢者の関わる交通事故が多発しています。一人ひとりが交通ルールを守り、交通事故にあわないように注意しましょう。

- ▶ **問合せ** 役場生活環境課交通防犯係 ☎295-2112 ☎173